

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	基幹放送事業者の基幹放送の業務等の休止又は廃止の公表に関する制度の整備		
担当部局	総務省情報流通行政局地上放送課	電話番号:03-5253-5793	e-mail:seidokaisei_chijo@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年1月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 基幹放送は、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障する」との放送法(以下「法」という。)の目的を具現化するものとして、放送に期待される社会的役割が確実にかつ適正に果たされるよう、その普及や放送番組に関する規律が課されていることから、公衆にとって不可欠な情報取得手段となっている。 基幹放送が、その受信者にとって突然休廃止されると、①受信者は公衆であるため、当該休廃止による影響が広い範囲に及ぶとともに、②それに代替する情報取得手段を検討する余裕が確保できないなど、不測の不利益を生じさせるおそれがある。 従来、基幹放送は、①基幹放送普及計画等へのとおり行われ、②基幹放送局の免許等に当たり、経理的基礎の確認等によりその業務等の継続性を確認していることから、当該業務等の休廃止は基本的に想定されていなかった。 しかしながら、近年、民間の基幹放送については、ネット動画配信サービスの普及に加え、新型コロナウイルス感染症の発生等により経営が悪化しており、特に令和2年度に入り経営悪化を理由に超短波放送を行う地上基幹放送事業者が2者も廃止に至るなど、想定外の急激な経営悪化が生じる場合もある。 このような放送を取り巻く状況や基幹放送事業者の全体的な経営悪化の現状を踏まえると、今後、その業務等の休廃止の事態が生じた場合に備える必要がある。 このため、こうした状況下において、その業務等の休廃止が受信者にとって不測の不利益を生じさせないように、事前にその旨を公表させることが必要である。 このように、基幹放送事業者がその基幹放送の業務等を休廃止しようとする際に事前にその旨を公表させる制度がない現状を継続することにより、受信者にとって、事前に公表されることなく突然当該休廃止され、不測の不利益を生じさせるおそれのある現状をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 基幹放送は、公衆にとって不可欠な情報取得手段となっており、その業務等が受信者にとって突然休廃止されると、不測の不利益を生じさせるおそれがある。 基幹放送は、その普及に関する制度上の位置付けや、その業務等に係る経理的基礎の確認等を通じた当該業務等の継続性の確認により、当該業務等が休廃止されることは基本的に想定されていなかったが、ネット動画配信サービスの普及に加え、新型コロナウイルス感染症の発生等により基幹放送事業者の経営は悪化し、さらに想定外の急激な経営悪化が生じる場合もあることから、基幹放送を取り巻く状況や基幹放送事業者の全体的な経営悪化の現状を踏まえ、突然当該休廃止された場合に、受信者にとって不測の不利益を生じさせるおそれがある。</p> <p>【規制の内容】 公衆が、基幹放送の業務等の休廃止をあらかじめ把握することができるよう、有料放送事業者以外の基幹放送事業者(以下単に「基幹放送事業者」という。)に対し、当該休廃止を公表する義務を課すこととする。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	基幹放送事業者が、その基幹放送の業務等の休廃止をしようとするときにその旨を公表するための費用が発生するが、その経営悪化の現状において、当該休廃止が増加するとしても、県域放送を行う地上基幹放送事業者について令和2年中に廃止された社数である2を上回るものではないと考えている。また、当該公表に当たっては、自社の放送や自社の既存のホームページを活用する等、既存のインフラを用いることができるため、費用は作業に要する人件費のみと考えられる。	
	(行政費用)	(規制緩和するものではないため、該当しない。)	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	—	
	(副次的・波及的な影響)	副次的及び波及的な影響は想定されない。	
費用と効果(便益)の関係	—		
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 (本規制の検討段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者等からの情報収集等で当該評価を利用していない。)		
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 本義務規定の施行後5年を目途に、本義務規定の施行状況について放送の健全な発達を図る観点から事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 基幹放送の業務等の休廃止に当たりその旨の公表が適切に実施されているか等を評価するため、当該休廃止した基幹放送事業者の数のほか、当該基幹放送事業者へのヒアリング等を通じて、当該公表に伴い発生した費用等を確認し、事後評価の指標とする。 併せて、規制の見直しに関する検討に資する情報として、問い合わせ件数や実際にとった公表方法や公表期間等についても事業者ヒアリングする。</p>		
備考			